

くらしのちえ

発行 東京都台東区東上野 4-5-6 台東区役所区民部くらしの相談課 TEL 03-5246-1144

最近の埋葬事情について考えてみましょう

日本では古来より、代々受け継がれる伝統的な形式のお墓が、家族のつながりや故人への敬意を示す上で、大切な役割を担ってきました。一方で、少子高齢化や核家族化の進展等により、従来の形のお墓の維持管理が難しくなっている家庭もあることから、新しい形の埋葬方法も注目されています。最近の埋葬事情について考えてみましょう。

1. お墓を買うってどういうこと？



お墓を土地ごと買うってことかな？



土地を買うわけではありません。区画を使用できる権利である「永代使用権」を取得し墓所使用契約を結びます



「永代使用権」って永遠に使用できる権利なの？



「永代」とは「代が続く限り」という意味です。継承者がいる限り使用できる権利であり、継承者がいなくなり、無縁墓と認定されれば、権利が消滅し、墓石は撤去され、お骨は合葬されます

2. いろいろある埋葬の例

一般のお墓

いわゆる昔からの「〇〇家之墓」に、遺骨を埋蔵します。永代使用権と墓石を購入して年間管理料を支払います。お墓の掃除などのお手入れが必要です。



納骨堂

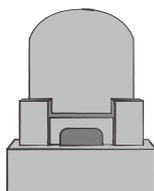
遺骨を安置するための屋内施設です。ロッカー形式や仏壇形式、墓石方式など様々なものがあります。参拝できる時間やお供え物等に制限がある場合があります。



ロッカー形式

永代供養について

遺族に代わり、霊園や寺院が遺骨の管理や供養を永続的に行うことです。合祀される場合は、遺骨をとりだすことはできません。



樹木葬

墓石の代わりに樹木を墓標とし、遺骨を埋葬する方法です。季節や樹木の種類によっては景観や外観が変化する場合があります。



3. こんな相談事例があります



遠方のお寺の檀家になっており、亡くなった両親や先祖のお墓がある。高齢になりお墓参りに行けないので、自宅近くの合同納骨堂に遺骨を移したい。お寺に「お墓を引っ越ししたい」と申し出ると、費用は数百万円と言われた。

ひとことアドバイス

- 今あるお墓を撤去し、他の場所に引っ越しさせることを「改葬」といいます。
- 「改葬」が増加する背景には、社会環境の変化により、地元でお墓を管理していくことが難しくなったことがあります。
- 一般的に、改葬する際は「お墓を撤去する費用」や「新たなお墓の購入費用」が必要となります。
- 檀家になっている場合は、寺院との関係にひと区切り付けることになり、その際、寺院からお布施（いわゆる離檀料）を求められることもあります。お布施については、明確な基準がないため、寺院と話し合うこととなります。
- 墓石の撤去については、石材店に見積もりを依頼し、費用等の十分な説明を受けた上で契約するようにしましょう。

4. 改葬手続ってどうやるの？

勝手にお墓を移転することはできません！！

改葬の流れ

親族や寺院等と相談をして、きちんと手続を踏んで進めましょう。

